

草津市指定管理者選定委員会議事概要

開催年月日	平成30年 2月 2日 (金)	開催時間	午後1時30分から 午後4時00分まで
出席者	委員7名(次第3以降は6名)、施設担当課職員2～4名、事務局4名 各申請団体		
傍聴者	3人		
付議事項	指定管理者の候補者の選定に係る意見を求めることについて 1 草津市立まちづくりセンター 2 草津市立サンサンホール		
<p>=議事次第=</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 「草津市立まちづくりセンター」の指定管理者の候補者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設概要等説明、質疑応答 ・審査・採決(非公開) <p>3. 「草津市立サンサンホール」の指定管理者の候補者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設概要等説明、質疑応答 ・案件の審査・採決(非公開) <p>4. 閉会</p>			

- ◆平成29年度末で指定期間満了を迎える施設および新たに平成30年度から指定管理者制度を導入する施設において、申請のあった団体（以下「申請者」という。）が指定管理者として適任かどうか審議を行った。

①「草津市立まちづくりセンター」について

(1) 施設の概要等

市民公益活動団体の交流拠点として、まちづくり活動の相談・支援をはじめ、調査および研究、団体同士の交流などを行っている

(2) 募集概要等

募集方法は、非公募により「(公財)草津市コミュニティ事業団」を候補者として選定。指定期間は、(仮称)市民総合交流センターの供用開始に合わせ、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間。

非公募理由は、中間支援拠点施設としての機能を有し、草津市立まちづくりセンターを活動拠点として施策展開を図る方が高い効果を期待できること、また今回の指定期間が短いこと。

(3) 採決方法

候補者として選定するかどうか出席委員の多数決により採決

2 申請者説明

施設の運営方針については、「登録団体とともにつくるもっと元気な草津の町。市民公益活動の活性化を目指して」をテーマに掲げている。事業団は、平成26年7月協働のまちづくり条例に基づき、中間支援組織に指定され、今後もノウハウやネットワークを生かし、草津が市民活動の活発なまち、あるいは市民が元気なまちづくりを支え、導くセンターを目指す。利用者のさらなる拡大、中間支援センターとしての機能強化、安全安心な施設運営、コスト意識とコンプライアンス向上の徹底の4つの運営方針を掲げる。

利用者向上対策について、公益活動の日の設定、会議室、あるいはフラットサロンの利用促進、アウトリーチ事業の展開等を図る。

管理運営体制および職員配置については、主責任者として所長を置き、管理職員5人の計6人体制。人材の確保については、ハローワークを通じて広く募集し、市民活動やコミュニティ進行に明るい人材を確保し、人材育成については、安全教育を初め、接客マナー、人権教育、コンプライアンス、個人情報の取り扱い研修等の日常教育を徹底する。

サービスの質の向上、確保、提供内容については、利用者との良好な関係を築きながら、市民の視点に立った施設運営とサービスを行っていく。

3 委員の主な意見および質疑応答等

<委員（以下「委」という。）>：現状のまちづくりセンターは取り壊すのか。

<まちづくり協働課（以下「まち」という。）>：取り壊しの年次計画までは現段階では定めていない。

<委>：指定期間満了後は市民総合交流センターのなかに、今のまちづくりセンターの機能が移るというイメージか。

<まち>：そのとおり。ただ、今のまちづくりセンターの機能をどこまで維持し、検証

していくのかとは今後2年間で議論をしていく。

<委>：申請書に、非営利組織であることから経営努力によって得られる収益や公益活動して活用し市民に還元するという記載があるが、具体的にはどういうことか。

<(公財)草津市コミュニティ事業団(以下「コミュ」という。)>：フラットサロン、キッズスペース等の施設の環境整備、また利用者アンケート等を通じて、ホワイトボードを置いてほしい等の利用者ニーズに応じた備品の整備を考えている。

<委>：特に利用料金を下げるといようなことはないのか。

<コミュ>：現在のところ、考えていない。

<委>：ほかにも指定管理によって施設を管理・運営しているが、公募によるものはあるのか。

<コミュ>：ロクハ荘、なごみの郷、ロクハ公園がある。

<委>：なごみの郷については、平成30年度から指定管理者が変更となるが、まちづくりセンターの事業や運営に影響はあるのか。

<まち>：特に影響はないと考えている。

<委>：事業評価結果は、市ホームページに公開されていると思うが、まちづくりセンターの評価について、最近何か反応はあったか。

<委>：特になかった。

4 採決

審議後、出席委員全員の賛成が得られ、指定管理者として「(公財)草津市コミュニティ事業」を候補者とするのが適当であるとの結論に至った。

②「草津市立サンサンホール」

1 担当課説明

(1) 施設の概要等

草津合同ビルの3階と4階の部分で、市民福祉の向上を図るため、ホール等を利用していただくことを目的に、貸館業務を行っている。4階には423人収容の大ホール、3階部分には45人収容の大会議室、30人収容の中会議室、それと24人と16人の小会議室の2つからなっている。

(2) 募集概要等

募集方法は、非公募により「草津商工会議所」を候補者として選定。指定期間は、(仮称)市民総合交流センターの供用開始に合わせ、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間。

非公募理由は、サンサンホールと合同ビルについては、冷暖房設備やエレベーター、駐車場、トイレ等の運営に必要な設備の多くを共用しており、一元管理をすることにより効率的であること、草津合同ビルは築39年が経過し、設備等の不具合が近年度々発生していることから、既存の機器の取り扱いに精通した者が管理することが適切である。

(3) 採決方法

候補者として選定するかどうかが出席委員の多数決により採決

2 申請者説明

事業運営に関する計画については、商工会議所は社会一般の福祉に資することを目的としており、公共施設の管理運営により2面性のある地域活動を提供し、市民の積極的な参加を促し、市民の住みよいまちづくりの推進に寄与することであり、サンサンホールの設置目的とも一致とする。

利用者の向上対策については、施設のPR、情報の提供サービスをしており、職員体制については、現在、嘱託職員4名を配置している。サービスの質の確保は、月ごとに利用状況などを調査し、利用率を算出し、利用者に意見を聞いて、施設関係の運営の改善に努めている。接客の対応についても、必要に応じて研修を行い、サービスの向上に努めている。

地域貢献のための提案については、商工会議所、地元経済の振興に努めるとともに、広く市民一般に利用していただける各種相談や講座、セミナー、講演会なども開催しており、地域の集合施設としての利活用を推進し、地域住民や町の活性化に資するようPR、サービスに努める。

3 委員の主な意見および質疑応答 等

<委員（以下「委」という。）>：指定期間が短い（2年）ということは、非公募の理由にはならないのか。

<総務課（以下「総」という。）>：指定期間が短いというよりは、ビル自体の特殊性からの判断である。

<委>：施設の老朽化が進んでいると思うが、最近の不具合はどのようなものか。

<総>：かなり雨漏りがしてきたというのがある。

<委>：そういった場合の修繕は、どうするのか。

<総>：市が実施する。

<委>：指定期間満了後、草津商工会議所も（仮称）市民総合交流センターに移転するが、メリットはあるのか。

<草津商工会議所>：移転してみないとわからないが、メリットはあると考えている。

<委>：駐車場は増えるのか。

<総>：複合施設なので、ある程度の台数は確保できると聞いている。

4 結論

審議後、出席委員全員の賛成が得られ、指定管理者として「草津商工会議所」を候補者とすることが適当であるとの結論に至った。